

セーリング装備規則

2001 □ 2004

The Equipment Rules of Sailing

for 2001 □ 2004

International Sailing Federation

財団法人 日本セーリング連盟

日本語版への序文

- (1) このセーリング装備規則は、International Sailing Federation 発行の The Equipment Rules of Sailing for 2001-2004 を、財団法人日本セーリング連盟が、翻訳発行したもので、著作権は ISAF が所有します。

- (2) 英文を正とします。
翻訳にあたっては、なるべく原文に忠実に訳しましたが、正確を期すため原文の持つ意味をくずさない程度に意識した箇所もあります。

- (3) このセーリング装備規則は、日本国内においては平成 13 年 5 月 1 日から施行します。財団法人日本セーリング連盟に加入する、各クラス協会ならびに各団体はクラスルールの改定、もしくは発行の為、各競技の実施要綱、ならびに帆走指示書に本書の一部または全部を転載する事は自由といたします。

- (4) 改訂があった場合個別に案内することは困難なため、下記ホームページに注意しててください。
International Sailing Federation <http://sailing.org/>
(財)日本セーリング連盟 <http://www.jsaf.or.jp/>

(財)日本セーリング連盟 計測委員会の E メールアドレスは下記のとおりです。
measure@jsaf.or.jp

| | |
|---------------------------|----|
| 序 | 4 |
| 位置付け | 4 |
| 適用 | 4 |
| 変更 | 4 |
| 用語 | 4 |
| 略号 | 4 |
| 部 装備の使用 | |
| A 節 大会期間中 | 5 |
| B 節 レース中 | 5 |
| 部 定義 | |
| C 節 一般定義 | 8 |
| D 節 艇体の定義 | 10 |
| E 節 艇体付加物の定義 | 11 |
| F 節 リグの定義 | 12 |
| G 節 セールの定義 | 21 |
| 部 計測規則 | |
| H 節 計測 | 33 |
| 定義された用語の索引 | 36 |

序

セーリング装備規則は次の 3 部から成っている。

- 艇 - セーリング競技に用いるスポーツの装備 - と個人用装備の使用に関する規則
- 装備の定義
- 計測規則

この装備規則は、セーリング・スポーツの国際中央機関である国際セーリング連盟により、4 年ごとに改正され、公表される。ISAF では 2001 年 3 月 1 日より発効された。計画的変更は 2004 年までではない。ただし、ISAF が急を要すると決定した変更は、必要により行われ、各国協会（日本においては日本セーリング連盟）を通じて発表される。

位置付け

ERS は、レース中の装備の使用を規制する規定として、ISAF により採用された。

適用

ERS は、次のものにより適用することができる。

- a) クラス規則
- b) その管轄下にあるレースのために、レーティング機関による採用
- c) 大会のために、レース公示と帆走指示書の中での採用
- d) その管轄下にあるレースのための、各国協会の規程
- e) ISAF 理事会により採用された ISAF のその他の規定と規則

変更

ERS は、次の条件によってのみ、変更することができる。

- a) 各国協会の規程で、その管轄下にあるレースのために、ERS の規則を変更することができる。
- b) 帆走指示書では、ERS の規則を明確に引用して、その変更を記載することにより、ERS の規則を変更することができる。ただし、クラス規則で採用した ERS の部分は、変更することはできない。
- c) レーティング機関は、その管轄下にあるレースにおいて、ERS の規則を変更することができる。

提案された規則を改善するため、またはテストするためにローカル・レースにおいて規則を変更する場合には、上記の制限は適用されない。各国協会は、これらの変更には協会の承認が必要であることを規定することができる。

用語

定義された意味で用いられている用語は、ERS で定義されている場合には「太字」体で、RRS で定義されている場合には「斜体」で示してある。

略語

| | |
|------|-------------|
| ISAF | 国際セーリング連盟 |
| MNA | ISAF 加盟各国協会 |
| ICA | 国際クラス協会 |
| NCA | 国内クラス協会 |
| ERS | セーリング装備規則 |
| RRS | セーリング競技規則 |

部 装備の使用

A 節 大会期間中

A.1 クラス規則

A.1.1 クラス規則のない艇

艇とその他の装備品は、ERS 部に従わなければならない。

A.1.2 クラス規則のある艇

艇とその他の装備品は、そのクラス規則及び ERS 部に従わなければならない。ただし、変更 (c) で認められている範囲でそのクラス規則により変更したものを除く。

A.2 証明書

A.2.1 証明書の所持

艇は、その艇のクラス規則または証明機関により求められる条件を満たしている、有効な証明書を所持していなければならない。

A.2.2 証明書との合致

艇は、証明書と合致していなければならない。

RRS 規則 78「クラス規則に従うこと；証明書」も参照。

A.3 セール上の識別

RRS 規則 77「セール上の識別」参照。

A.4 広告

RRS 付則 節の 1「広告規定」参照。

A.5 表面摩擦

RRS 規則 53「表面摩擦」参照。

A.6 大会計測

RRS 規則 78「クラス規則に従うこと；証明書」参照。

B 節 レース中

B.1 個人用浮力体と救命具

RRS 規則 1「安全」と RRS 規則 40「個人用浮力体」参照。

B.2 個人用装備

RRS 規則 43「競技者の衣類と装備」参照。

B.3 装備の制限

RRS 規則 47「装備と乗員についての制限」参照。

B.4 乗員と乗員の位置の制限

RRS 規則 47「装備と乗員についての制限」と RRS 規則 49「乗員の位置」参照。

B.5 人力

RRS 規則 52「人力」参照。

B.6 物質の噴出または放出

RRS 規則 53「表面摩擦」参照。

B.7 スパーのセットの仕方

B.7.1 マストにセットされたメイン・セール、フォア・セールおよびミズンのブーム

ブーム・スパーの上端の延長は、マスト・スパーの中心断面上で、かつ、マスト・スパーに対し 90 度でブームを取り付けて、下部リミット・マークより上でマスト・スパーと交差していなければならない。

B.7.2 ヘッド・セールのブーム

ブーム・スパーの前端は、ほぼ艇の中心断面上になければならない。

B.7.3 スピネーカー・ポールとウイスキー・ポール

RRS 規則 50「セールのセットの仕方とシートの取り方」参照。

B.7.4 パウスプリット

パウスプリットがセットされている場合、内側リミット・マークは、艇体の外にあってはならない。

B.8 リギンのセットの仕方

B.8.1 フォアステイ

RRS 規則 54「フォアステイとヘッド・セールのタック」参照。

B.9 セールのセットの仕方、シートの取り方および交換

B.9.1 三角形のメイン・セール、フォア・セールおよびミズン

(a) セールは、マストの上部リミット・マークより下になければならない。

(b) リーチは、必要な場合は延長して、外側リミット・マークの前方でブーム・スパーの上端と交差していなければならない。

(c) ルーズ・フットのセールのフットは、必要な場合は延長して、下部リミット・マークの上でマスト・スパーと交差していなければならない。

B.9.2 ヘッド・セール

パウスプリットにセットしたヘッド・セールのタックは、外側リミット・マークの後方に取り付けられていなければならない。

RRS 規則 54「フォアステイとヘッド・セールのタック」参照。

B.9.3 スピネーカー・ステイセールとミズン・ステイセール

タックは、シアラインの内側になければならない。

RRS 規則 50「セールのセットの仕方とシートの取り方」参照。

B.10 重心**B.10.1 補正おもりは、確実に固定されていなければならない。**

RRS 規則 51「バラストの移動」も参照。

B.11 投錨、係留および上架

RRS 規則 45「上架；係留；投錨」参照。

B.12 霧中信号と灯火

RRS 規則 48「霧中信号と灯火」参照。

部 定義**C 節 一般定義****C.1 個人の用語****C.1.1 乗員**

艇を操作する競技者または競技者の一団。

C.1.2 スキッパー

艇と乗員、その他乗艇している全員に対し責任を持つ、乗艇している乗員の一団の中の1人。

C.1.3 個人用装備

携帯または着用しているすべての個人の所有物および保温するためおよび/またはぬれないようにするため、および/または身体を保護するために乗艇中に着用するもの、人を舷側に保つためまたは水に浮かぶようにするために着用する個人用浮力体、安全ハーネスおよびハイキング補助具。

C.1.4 個人用浮力体

人を水に浮かぶように保つことができる上体部周りに着用する物。

C.2 艇の用語**C.2.1 艇**

レースに参加する乗員により用い

られるスポーツの装備。艇は、艇体、艇体付加物、バラスト、リグ、セール、関連機装品、および用いるスポーツ装備のすべての部品品目からなる。ただし、消耗品と個人用装備を除く。

C.2.2 セールボード

艇

C.2.3 主軸

互いに90度である3つの主軸。垂直、縦、横は、設計上の喫水線と艇体中心断面と関連付けられていなければならない。

C.2.4 艇の長さ

適切にセットされたセールとスパーを含む艇の最後部と最前部との間の縦の距離。

C.2.5 バラスト

艇の復元性、浮力または全重さに影響を及ぼすために据え付けられたおもり。バラストは、どんな材質でも、艇内のどこに置いてよい。

C.2.6 補正おもり

クラス規則に従って、重さおよび/または重さの配分の不足を補正するために据え付けられたおもり。

C.2.7 リミット・マーク

計測点を示す、単一色のはっきりと目立つマークで、マークがつけられている部分と対照的な色であること。

C.2.8 大会限定マーク

大会における交換がクラス規則により管理されている装備に、レース委員会により付けられたマーク。

C.3 規則

C.3.1 クラス規則

レースに用いなければならない艇を規定している規則。

C.3.2 クローズド・クラス規則

クラス規則で明確に認められていないものすべてを禁止しているクラス規則。

C.3.3 オープン・クラス規則

クラス規則で明確に禁止していないものすべてを認めているクラス規則。

C.4 計測と計測員

C.4.1 基本計測

クラス規則に従っていることを確かにするために必要とされる計測。

C.4.2 大会計測

RRS 付則 J2.2 (10) に従って実施される計測。

C.4.3 公式計測員

基本計測を実施するために、計測が行われる各国協会により任命または承認された計測員。

C.4.4 大会計測員

レース委員会により任命された計測員。

C.4.5 インターナショナル・メジャラー (国際計測員)

国際大会での大会計測員として勤めるため、およびプロトタイプ艇を計測するために ISAF により任命された計測員。

C.5 証明

C.5.1 証明機関

艇体については、ISAF、オーナーの所属する各国協会、またはそれらの代行機関。その他の品目については、ISAF、証明が行われる各国協会、またはそれらの代理機関。

C.5.2 証明する

基本計測に合格後、証明書を交付すること、または証明マークを付けること。

C.5.3 証明書

艇体、またはクラス規則または証明機関により必要とされるその他の部分の基本計測合格の証明機関より交付された文書による証拠。

C.5.4 証明マーク

公式計測員により付けられたまたは行われた、証明マークを必要とされている部分の基本計測合格の証拠。

D 節 艇体の定義

D.1 用語

D.1.1 艇体

トランサムを含むシェル、上部構造物を含むデッキ、コックピットを含む内部構造物、これらの部分に取り付けたぎ装品および補正おもり。

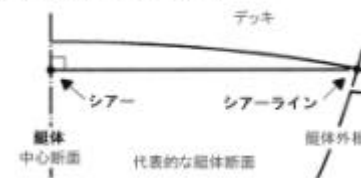
D.1.2 シアーライン

それぞれを必要な場合延長した、デッキの上部と艇体シェルの外側との交点により作られる線。

D.1.3 シアー

中心断面上のシアーラインの投影。

シアーラインとシアー



D.2 計測点

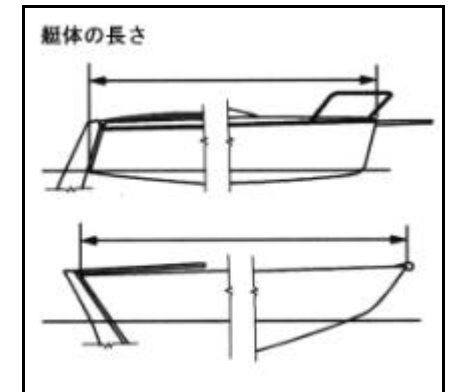
D.2.1 艇体の基点

クラス規則に規定された艇体計測を行う艇体中心断面上の点。

D.3 寸法

D.3.1 艇体の長さ

ぎ装品を除く、艇体上の最前部の点と最後部の点との間の縦の距離。



D.4 重さ

D.4.1 艇体の重さ

艇体の重さ。

E 節 艇体付加物の定義**E.1 用語****E.1.1 艇体付加物**

E.1.2 から E.1.13 にあげた品目を含む装備品すべて。

これらは、固定された場合または引き込み式であれば完全に出した場合、シア・ラインまたはその延長線の下に全体または部分的にあり、艇体シェルまたは別の艇体付加物に取り付けられており、復元性、リーウェイおよび/または操舵に影響を与えるために用いる。

補正おもり、不可欠なバラストおよび/または取り付けられたぎ装品は、艇体付加物に含めなければならない。

E.1.2 キール

復元性とリーウェイに影響を与えるために主として用いられる、艇体中心断面に取り付けられた、固定された艇体付加物。

E.1.3 ビルジ・キール

復元性とリーウェイに影響を与えるために主として用いられる、艇体中心断面から外れて取り付けられた、固定された艇体付加物。

E.1.4 フィン

リーウェイまたは方向調節に影響を与えるために主として用いられる固定された艇体付加物。

E.1.5 バルブ

復元性に影響を与えるために主として用いられる、別の艇体付加物の下部にあるバラストを含む固定された艇体付加物。

E.1.6 スケグ

ラダーの直ぐ前に取り付けられたフィン。

E.1.7 センターボード

リーウェイに影響を与えるために主として用いられる、ほぼ艇体中心断面に取り付けられ、艇体との関係で動いてもよい横軸の回りで回転する引き込み式の艇体付加物。

E.1.8 ダガーボード

リーウェイに影響を与えるために主として用いられる、ほぼ艇体中心断面に取り付けられ、回転しない引き込み式の艇体付加物。

E.1.9 ビルジボード

リーウェイに影響を与えるために主として用いられる、艇体中心断面を外れて取り付けられた、引き込み式の艇体付加物。

E.1.10 ラダー

操舵に影響を与えるために主として用いられる、可動式の艇体付加物。

E.1.11 トリム・タブ

ラダーを用いる場合、別の艇体付加物の縁の前または後に取り付けられた可動式の艇体付加物。

F 節 リグの定義

「ブーム」に関する定義は、「ガフ」と「スプリット」にも適用する。

「スピネーカー・ポール/ウィスカー・ポール」に関する定義は、「ジョッキ・ポール」にも適用する。

「パウ・スプリット」に関する定義は、「バムキン」にも適用する。

F.1 一般用語**F.1.1 リグ**

スパー、スプレッター、リギン、ぎ装品および補正おもり。

F.1.2 スパー

セールを取り付けるおよび/または支えるリグの主構造部分。

F.1.3 スプレッター

スパー、セールまたはその他のリギンの一端または両端に取り付け、圧縮時に作用する装備。

F.1.4 リギン

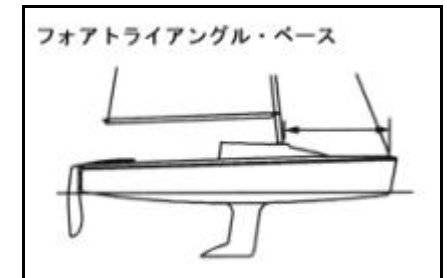
スパー、セールまたはその他のリギンの一端または両端に取り付け、張力のみ作用する装備。

F.2 リミット・マークの寸法**F.2.1 リミット・マークの幅**

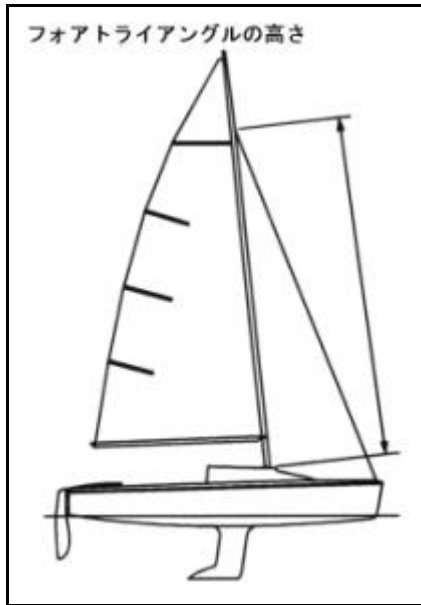
スパーの長さ方向で計測した最小幅。

F.3 フォアトライアングルの寸法**F.3.1 フォアトライアングル・ベース**

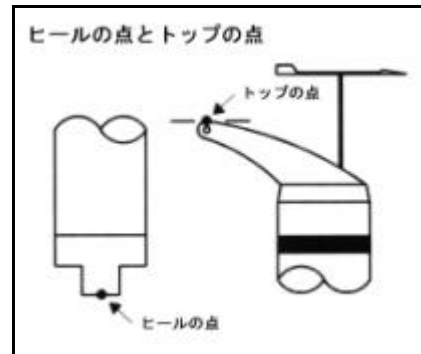
必要な場合には延長したマスト・スパーの前側と上部構造物を含むデッキとの交点と、必要な場合には延長したフォアステイの中心線とデッキまたはパウスプリット・スパーとの交点との間の縦の距離。

**F.3.2 フォアトライアングルの高さ**

必要な場合には延長したマスト・スパーの前側と上部構造物を含むデッキとの交点と、フォアステイのリギンの点との間の距離。



- F.5.2 ヒールの点
 スパーとそのぎ装品の最も低い点。
- F.5.3 トップの点
 スパーとそのぎ装品の最も高い点。



- F.5.4 下部の点
 スパーの後縁での下部リミット・マークの最も高い点。
- F.5.5 上部の点
 スパーの後縁での上部リミット・マークの最も低い点。
- F.6 マストのセール・リミット・マーク
- F.6.1 下部リミット・マーク
 ブーム・スパーまたはメイン・セールをセットするためのリミット・マーク。

F.4 マストの用語

F.4.1 マスト

スパー、そのリギン、スプレッダー、ぎ装品および補正おもり。ただし、リグの部分としてマストとの機能に必須でないぎ装品を除く。

F.5 マストの計測点

F.5.1 マストの基点

クラス規則に規定された、計測の基準点として用いるマスト上の点。

F.6.2 上部リミット・マーク

メイン・セールをセットするためのリミット・マーク。

F.7 マストの寸法

F.7.1 マストの長さ

ヒールの点とトップの点との間の距離。

F.7.2 下部の点の高さ

マストの基点と下部の点との間の距離。

F.7.3 上部の点の高さ

マストの基点と上部の点との間の距離。

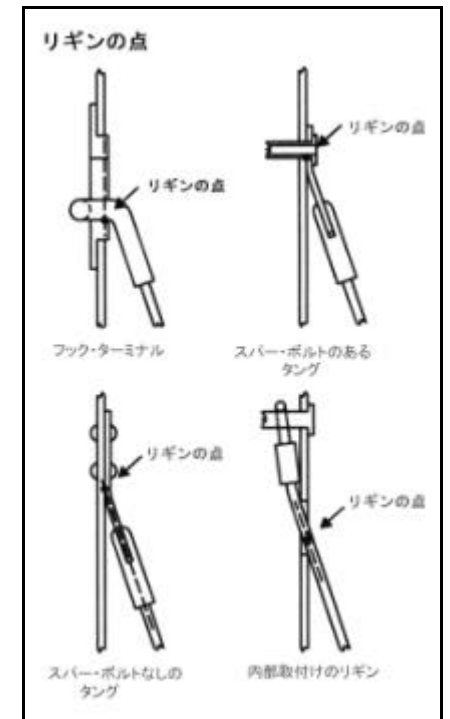
F.7.4 リギンの点

リギンが次により取り付けられている場合：

フック・ターミナル：必要な場合には延長した、スパーと交差するフックの最も低い点。

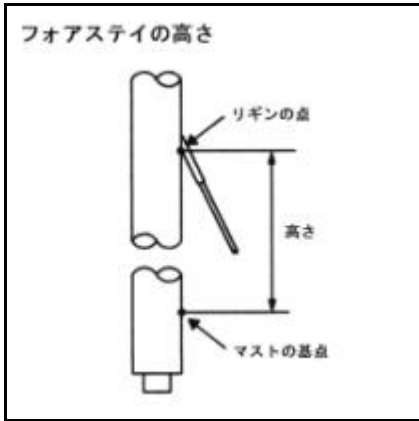
タング：スパーと交差するスパー・ボルトの最も低い点。

その他の方法：必要な場合には延長した、スパーの外側とリギンの中心線との間の距離。



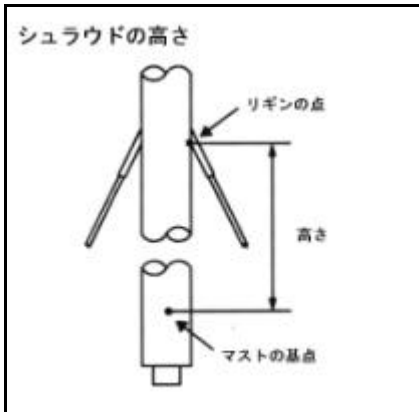
F.7.5 フォアステイの高さ

マストの基点とリギンの点との間の距離。



F.7.6 シュラウドの高さ

マストの基点とリギンの点との間の距離。



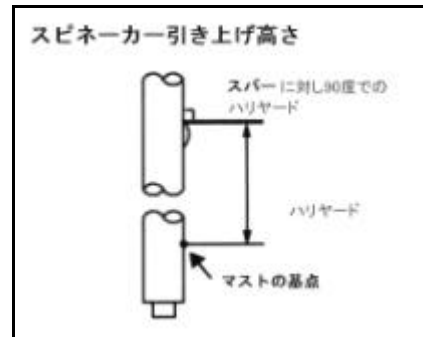
F.7.7 バック・ステイの高さ

マストの基点とリギンの点またはトップの点のいずれか低い方との間の距離。

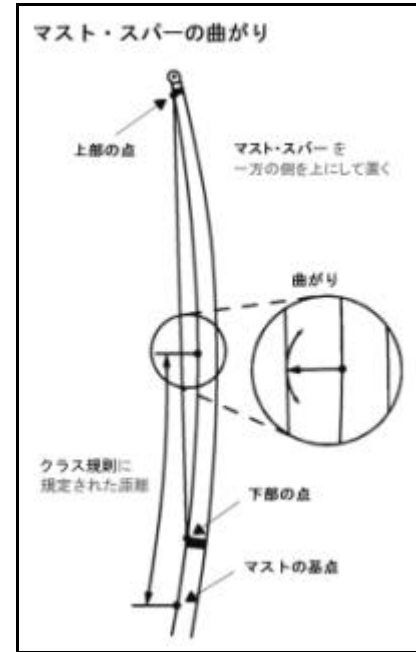
F.7.8 チェック・ステイの高さ
マストの基点とリギンの点との間の距離。

F.7.9 トラピーズの高さ
マストの基点とリギンの点との間の距離。

F.7.10 スピネーカー引き上げ高さ
マストの基点と、スパーとスパーに対し 90 度で必要な場合には延長したスピネーカー・ハリヤードの下端との交点との間の距離。

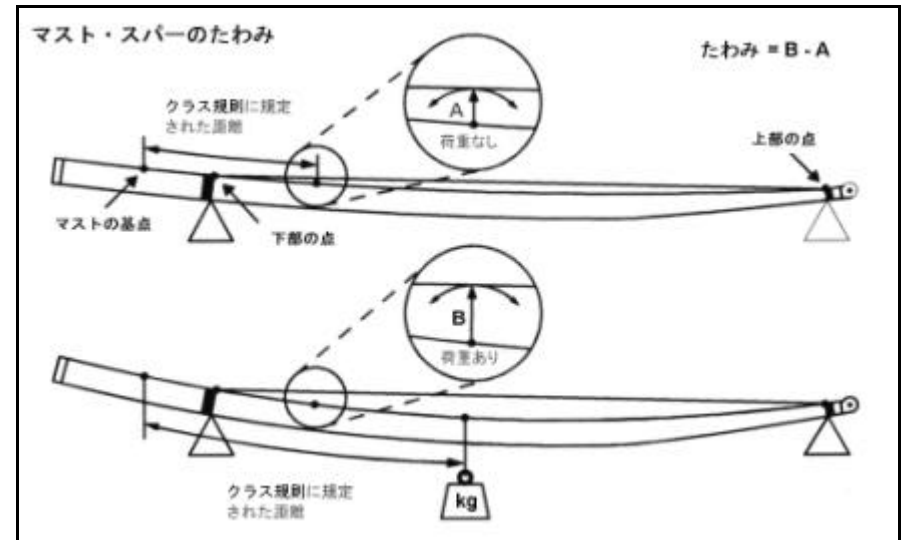


F.7.11 マスト・スパーの曲がり
スパーを一方の側面を上、横にした場合の、ヒールの点から規定された距離でのスパーの後縁と、上部の点と下部の点との直線の間の最短距離。



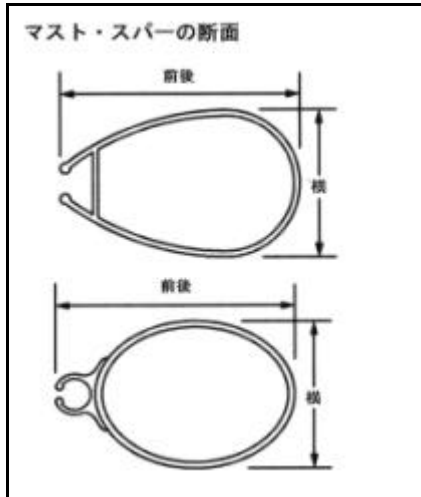
F.7.12 マスト・スパーのたわみ
スパーを上部の点と下部の点とで水平に支えたとき、マストの基点からの規定された距離でのスパーと、上部の点と下部の点との間の直線までの間の最短距離の、マストの基点から規定された距離に規定された荷重のありなしでの差。

- (a) 前後：後縁を上にして計測する。
- (b) 横：一方の側面を上にして計測する。



F.7.13 マスト・スパーの断面

- (a) 前後：マストの基点から規定された距離での、セール・トラックを含む、前後の寸法。
- (b) 横：マストの基点から規定された距離での、横の寸法。



F.7.14 スパーの重さ

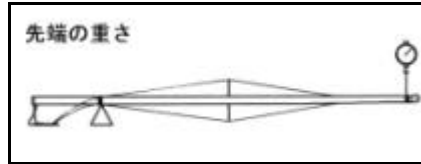
ぎ装品と補正おもりを含む、スパーの重さ。

F.7.15 マストの重さ

マストの重さ。

F.7.16 先端の重さ

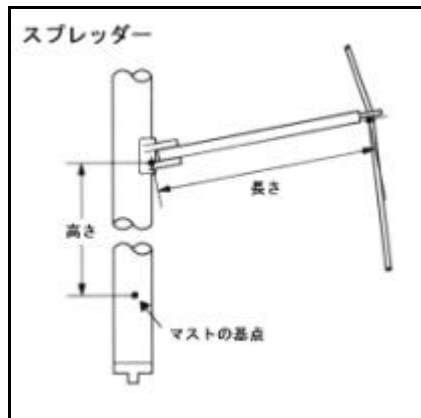
スパーを下部の点で支えたときに、上部の点で計測したマストの重さ。



F.8 マストのぎ装品

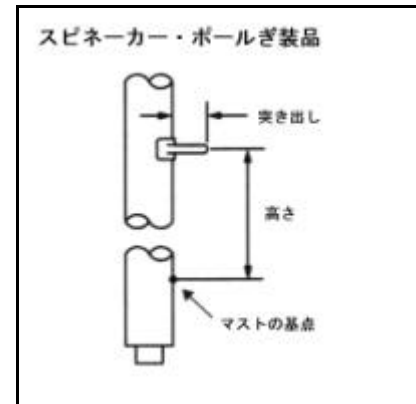
F.8.1 スプレッター

- (a) 長さ：スプレッターの下縁でのシュラウドの内縁と、必要な場合には延長したスプレッターの下縁とスパーとの交点との間の距離。
- (b) 高さ：マストの基点と、必要な場合には延長したスプレッターの下縁とスパーとの交点との間の距離。



F.8.2 スピネーカー・ポールぎ装品

- (a) 高さ：マストの基点とぎ装品を支える部分の中心との間の距離。
- (b) 突き出し：ぎ装品の最外部の点とスパーとの間の最短距離。



F.9 ブームの用語

F.9.1 ブーム

スパー、そのリギン、ぎ装品および補正おもり。ただし、シート、シート・ブロックおよびキッキング・ストラップ/ストラット調整具を除く。

F.10 ブームの計測点

F.10.1 外側の点

スパーの上縁で、スパーの前縁に最も近い、ブームの外側リミット・マーク上の点。

F.11 ブームのセール・リミット・マーク

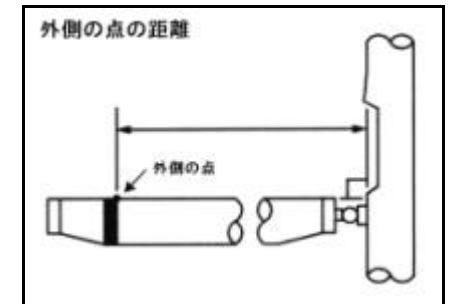
F.11.1 外側リミット・マーク

メイン・セールをセットするためのリミット・マーク。

F.12 ブームの寸法

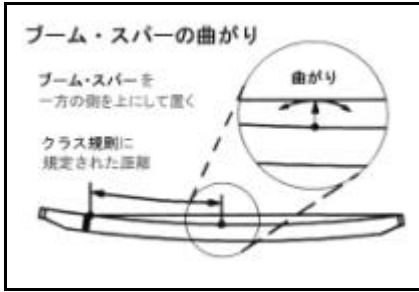
F.12.1 外側の点の距離

ブーム・スパーをマスト・スパーの中心断面上で、マスト・スパーに対し 90 度で取り付けたときの、外側の点とマスト・スパーの後縁との間の距離。



F.12.2 ブーム・スパーの曲がり

スパーを一方の側面を上、横にしたときの、外側の点から規定された距離での、スパーの上縁と、外側の点とスパーの前縁のトップとの間の直線との間の最短距離。



F.12.3 ブーム・スパーのたわみ

スパーを外側の点とスパーの前縁とで水平に支えたとき、外側の点からの規定された距離でのスパーと、外側の点とスパーの上縁の上部との間の直線までの間の最短距離の、外側の点から規定された距離

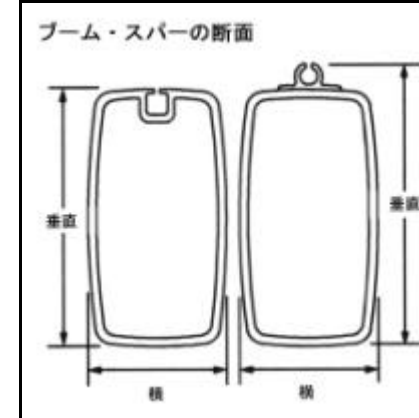
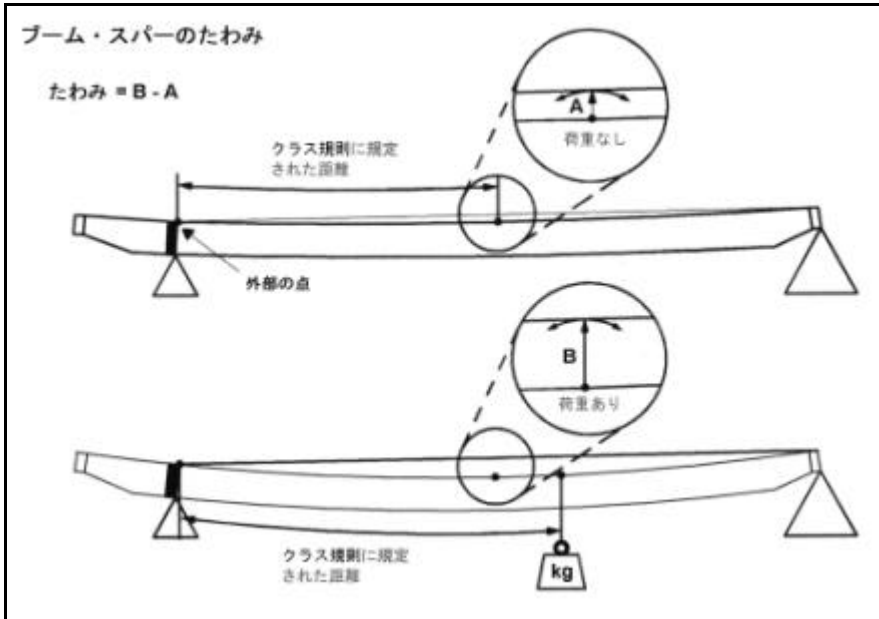
に規定された荷重のありなしでの差。

- (a) 前後：上縁を上にして計測する。
- (b) 横：一方の側面を上にして計測する。

F.12.4

ブーム・スパーの断面

- (a) 垂直：外側の点からの規定された距離での、セール・トラックを含む、垂直寸法。
- (b) 横：外側の点からの規定された距離での横の寸法。



F.12.5 ブームの重さ

ブームの重さ。

F.13 スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの用語

F.13.1 スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポール

スパー、そのぎ装品、ブライドル調整具、末端ぎ装品調節ラインおよび補正おもり。

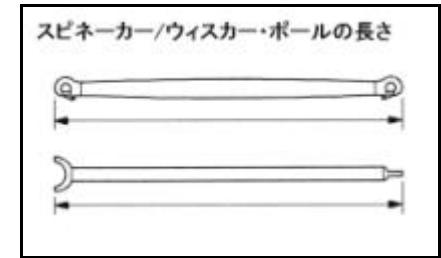
F.14 スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの寸法

F.14.1 スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの長さ

スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの両端間の距離。

F.14.2 スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールのスパー断面

スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの端からの規定された距離での断面寸法。



F.14.3 スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの重さ

スピネーカー・ポール/ウイスキー・ポールの重さ。

F.15 パウスプリットの用語

F.15.1 パウスプリット

スパー、ぎ装品および補正おもり。

F.16 パウスプリットの計測点

F.16.1 パウスプリットの点

パウスプリットの船外の端に最も近いパウスプリット・リミット・マークの点。

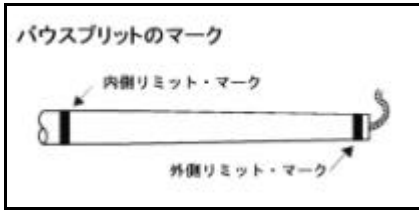
F.17 パウスプリット・リミット・マーク

F.17.1 内側リミット・マーク

パウスプリット・スパーをセットするためのリミット・マーク。

F.17.2 外側リミット・マーク

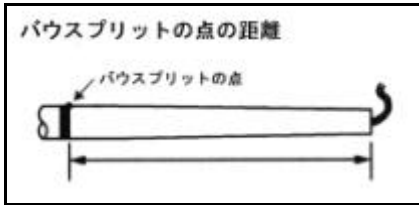
ヘッド・セールをセットするためのリミット・マーク。



F.18 バウスプリットの寸法

F.18.1 バウスプリットの点の距離

バウスプリットの点とバウスプリットの船外の端との間の距離。



F.18.2 バウスプリット・スパーの断面

バウスプリットの船外の端からの規定された距離での断面寸法。

F.18.3 バウスプリットの重さ

バウスプリットの重さ。

G 節 セールの定義

A 小節 - 三角形のセール

「メイン・セール」に関する定義は、「フォアセール」と「ミズン」にも適用する。

「ヘッド・セール」に関する定義は、「ジブ」、「ゼノア」、「ジェネーカー」および「ステイスル」にも適用する。

G.1 セールの一般用語

G.1.1 セール

艇を推進するために用いる、リグに取り付けた装備品。

セールには、セールの補強、パテン・ポケット、ウィンドウ、スティフニング、タブリング、取付具、識別マーク、広告およびクラス規則により認められた追加の部分を含む。

G.1.2 セール本体

G.1.1 に追加された部分を除くセール。

G.1.3 プライ

1 枚のセール材料。

G.1.4 ソフト・セール

セール本体が折り目以外にプライを損傷しないで、どの方向にも平らに折りたたむことができるセール。

G.1.5 織られたプライ

引き裂いたときに、フィルムの痕跡を残さずに繊維に分けることができるプライ。

G.1.6 ラミネート・プライ

2 層以上から作られているプライ。

G.1.7 単ープライのセール

シームを除き、セール本体のすべての部分が1つのプライのみからなるセール。

G.1.8 ダブル・ラフのセール

2 以上のラフのあるセール、またはステイまたはスパーのまわりを通過して、それ自体の後に取り付けられたセール。

G.1.9 シーム

セール本体を形成する2以上のプライをつないでいる重なり。

G.1.10 タブリング

セールの縁での追加のプライまたは折りたたんだプライの重なり。

G.1.11 パテン・ポケット

パテン用のポケットを形成するための追加のプライ。

G.1.12 セール・オープニング

取付具により作り出されたオープニング以外のオープニングすべて。

G.1.13 ウィンドウ

透明なプライでおおわれたセール・オープニング。

G.1.14 スティフニング

コーナー・ボードとパテン。

G.1.15 取付具

ボルト・ロープ、クリングル、調整用アイ、リーフ用アイ、リーフ・ポイント、ハンクス、スライド、ブロックおよびこれらの留め具。

G.2 セールの縁

G.2.1 フット

下縁。

G.2.2 リーチ

- (a) メイン・セールとヘッド・セール：後縁。
- (b) スピネーカー：フット以外の縁。

G.2.3 ラフ

メインセールとヘッド・セール：前縁。

G.3 セールのコーナー

G.3.1 クリュー

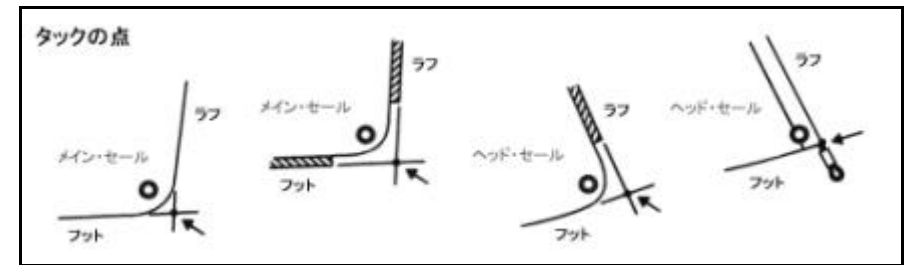
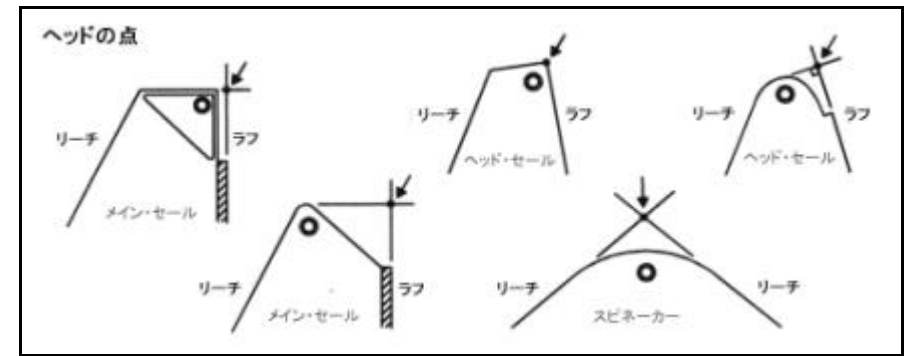
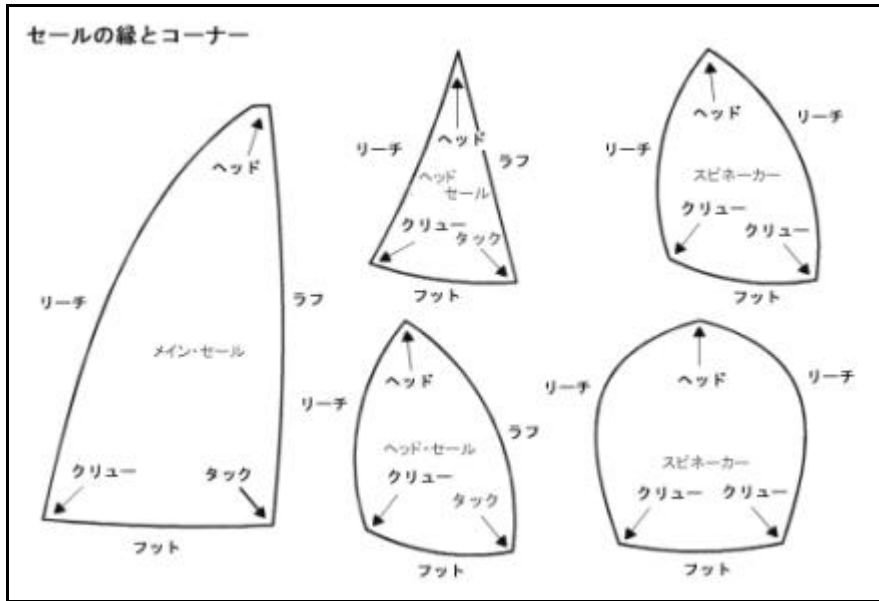
フットとリーチが交わる部分。

G.3.2 ヘッド

トップの部分。

G.3.3 タック

ラフとフットが交わる部分。



G.4 セールのコーナの計測点

G.4.1 クリューの点

必要な場合にはそれぞれを延長したフットとリーチとの交点。

G.4.2 ヘッドの点

- (a) メイン・セールとヘッド・セール：必要な場合には延長したラフとラフに対し 90 度でセールの最も高い点を通る線との交点。
- (b) スピネーカー：必要な場合には延長した 2 つのリーチの交点。

G.4.3 タックの点

必要な場合にはそれぞれを延長したフットとラフとの交点。

G.5.3 4 分の 3 リーチの点

ヘッドの点と 2 分の 1 リーチの点から等距離にあるリーチ上の点。

G.5 セールのその他の計測点

G.5.1 4 分の 1 リーチの点

2 分の 1 リーチの点とクリューの点から等距離にあるリーチ上の点。

G.5.4 上部リーチの点

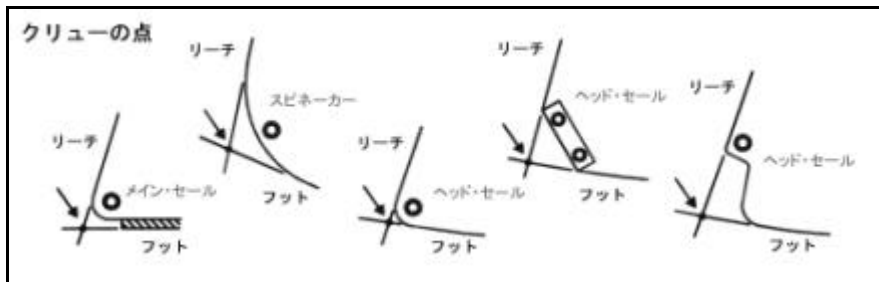
ヘッドの点からの規定された距離でのリーチ上の点。

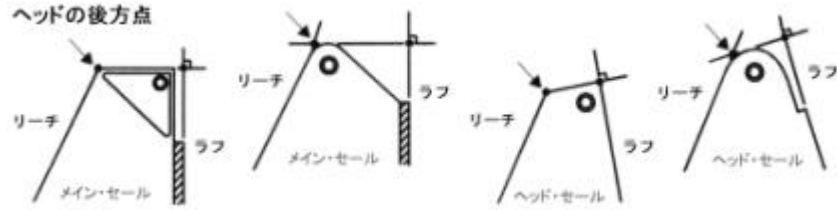
G.5.2 2 分の 1 リーチの点

ヘッドの点とクリューの点から等距離にあるリーチ上の点。

G.5.5 ヘッドの後方点

必要な場合には延長したリーチとラフに対し 90 度でヘッドの点を通る線との交点。

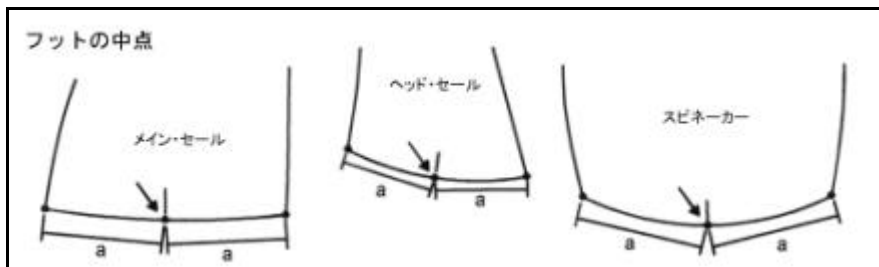
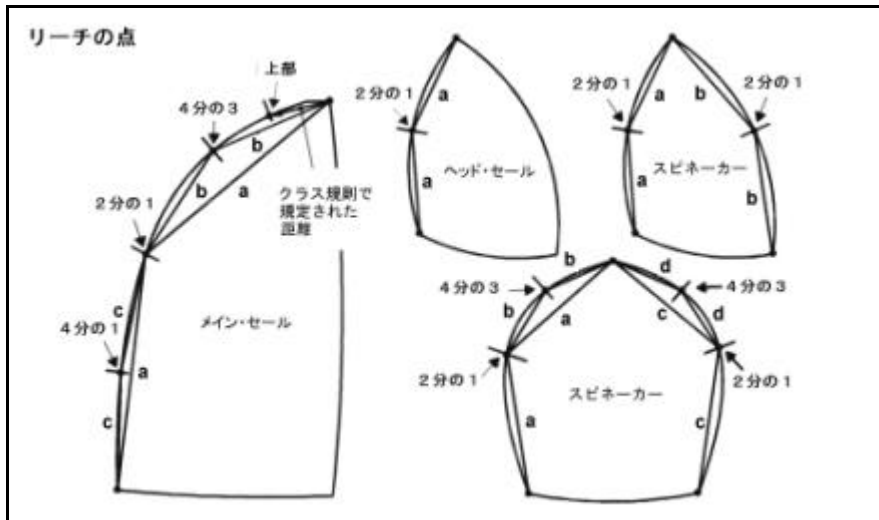




G.5.6 フットの midpoint

(a) メイン・セールとヘッド・セールの点：タックの点とクリューの点から等距離にあるフット上の点。

(b) スピネーカー：2つのクリューの点から等距離にあるフット上の点。



G.6 セールの補強

G.6.1 一次補強

クラス規則により認められている場合、次の場所での認められた材料の枚数の制限のない追加のプライ。

- コーナー
- カニンガム・ホール
- ラフに隣接するリーフ・ポイント
- リーチに隣接するリーフ・ポイント
- セール・リカバリ・ポイント

G.6.2 二次補強

クラス規則により認められている場合、次の場所でのセール本体のそれぞれがプライの最大厚さ以下の認められている材料の2枚以下の追加のプライ。

- コーナー
- カニンガム・ホール
- ラフに隣接するリーフ・ポイント
- リーチに隣接するリーフ・ポイント
- セール・リカバリ・ポイント
- フラッター・パッチを形成するため
- チェイフィング・パッチを形成するため
- バテン・ポケット・パッチを形成するため

G.6.3 バテン・ポケット・パッチ

バテン・ポケット内端での二次補強

G.6.4 チェイフィング・パッチ

セールがスプレッター、スタンション、シュラウドまたはスピネーカー・ポールに接触しうる場所での二次補強。

G.6.5 フラッター・パッチ

シームの端でのリーチまたはフット上の二次補強

G.7 セールの主要な寸法

H.5も参照。

G.7.1 フットの長さ

(a) メイン・セールとヘッド・セールの点：クリューの点とタックの点との間の距離。

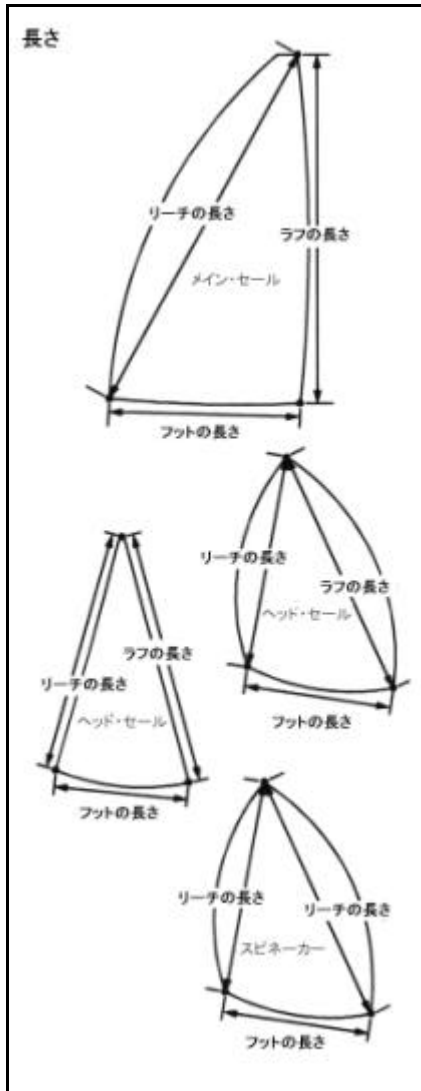
(b) スピネーカー：2つのクリューの点間の距離。

G.7.2 リーチの長さ

ヘッドの点とクリューの点との間の距離。

G.7.3 ラフの長さ

ヘッドの点とタックの点との間の距離。



G.7.4 4分の1幅

- (a) メイン・セールとヘッド・セール：4分の1リーチの点とラフとの間の最短距離。
- (b) スピネーカー：2つの4分の1リーチの点間の距離。

G.7.5 2分の1幅

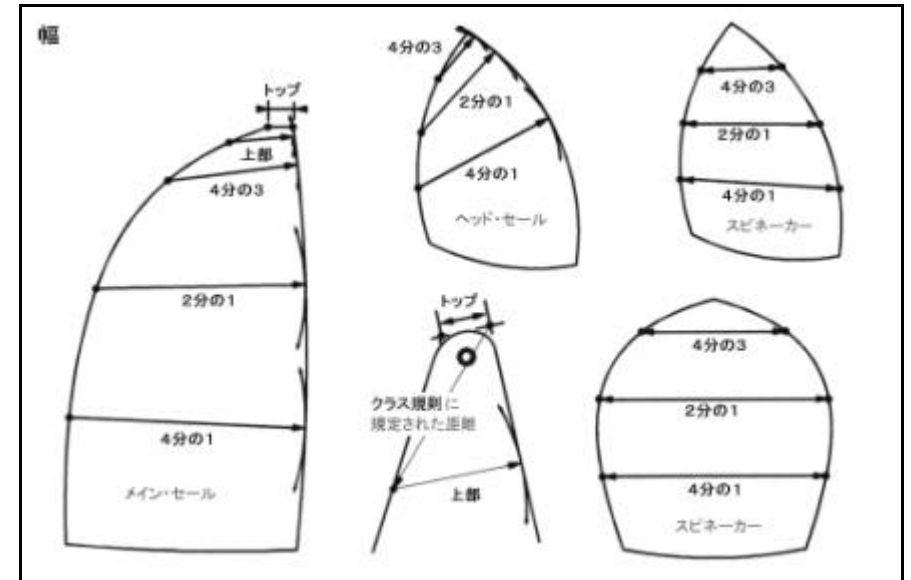
- (a) メイン・セールとヘッド・セール：2分の1リーチの点とラフとの間の最短距離。
- (b) スピネーカー：2つの2分の1リーチの点間の距離。

G.7.6 4分の3幅

- (a) メイン・セールとヘッド・セール：4分の3リーチの点とラフとの間の最短距離。
- (b) スピネーカー：2つの4分の3リーチの点間の距離。

G.7.7 上部の幅

- (a) メイン・セールとヘッド・セール：上部のリーチの点とラフとの間の最短距離。
- (b) スピネーカー：2つの上部のリーチの点間の距離。



G.7.8 トップの幅

ヘッドの点とヘッドの後方点との間の距離。

G.8 セールのその他の寸法

H.5も参照。

G.7.9 対角線

- (a) スピネーカー：クリューの点と反対側の2分の1リーチの点との間の距離。

G.8.1 バテン・ポケットの長さ

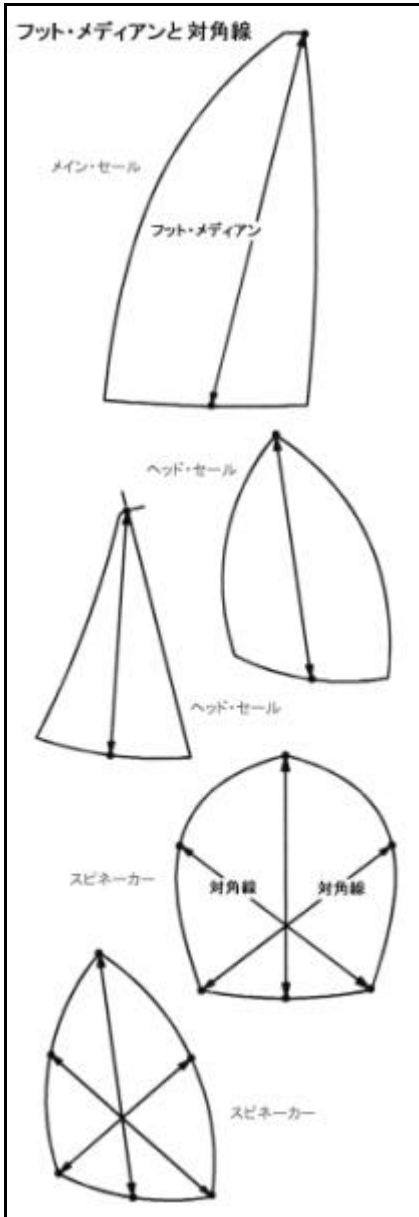
- (a) 内側：ポケットの中心線に対し平行に計測した、セールの端とバテン・ポケットの内側の最も端との間の距離。ゴムバンドその他の保持装置の影響は、無視しなければならない。
- (b) 外側：ポケットの中心線に対し平行に計測した、セールの端とバテン・ポケットの外側の最も端との間の距離。

G.7.10 フット・メディアン

ヘッドの点とフットの中点との間の距離。

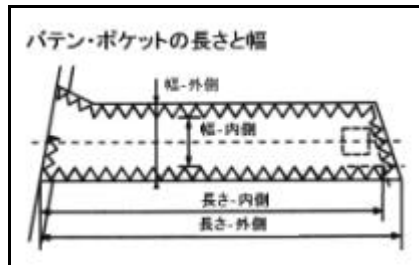
G.7.11 ラフの垂線

- (a) メイン・セールとヘッド・セール：クリューの点とラフとの間の最短距離。



G.8.2 バテン・ポケットの幅

- (a) 内側：ポケットの中心線に対し 90 度で計測した、バテン・ポケットの内側の両縁間の最大距離。バテン挿入のための部分的広がり、無視しなければならない。
- (b) 外側：ポケットの中心線に対し 90 度で計測した、バテン・ポケットの外側の両縁間の最大距離。バテン挿入のための部分的広がり、無視しなければならない。

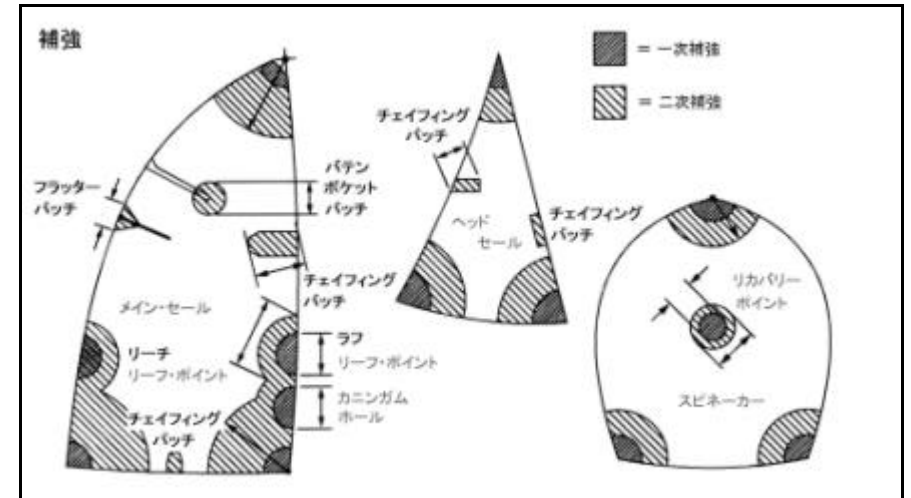
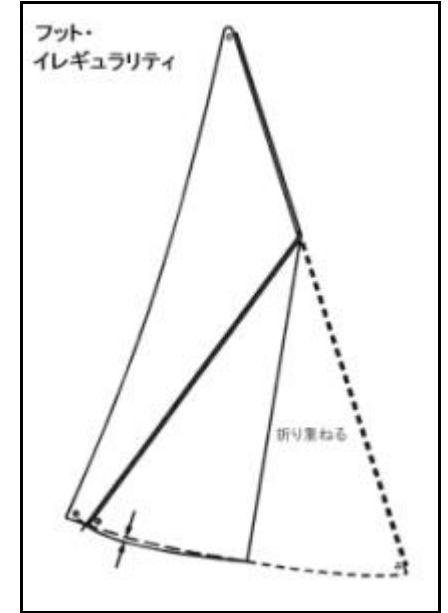


G.8.3 フット・イレギュラリティ

最初にタックの点を次にクリューの点をフットのある部分に重ねたときのフットの両端の間の最大距離。

G.8.4 補強のサイズ

- (a) コーナー：セールのコーナーの計測点からのセールの補強の最大寸法。
- (b) 他の部分：セールの補強の最大寸法。

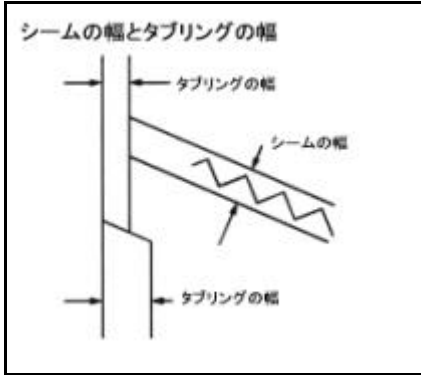


G.8.5 シームの幅

シームに対し 90 度で計測したシームの幅。

G.8.6 タブリングの幅

セールの縁に対し 90 度で計測したタブリングの幅。



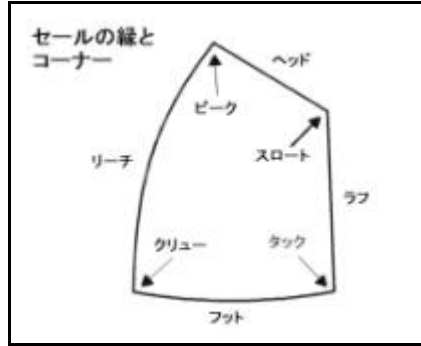
B 小節 その他のセールへの追加

その他のセール - 例えば、「ガフ・セール」、「ラグセール」および「スプリットセール」 - の次の定義は、この節のA小節で与えた定義への追加または変更である。

G.2 セールの縁

G.2.4 ヘッド

上縁。



G.3 セールのコーナー

G.3.4 ピーク

ヘッドとリーチが交わる部分。

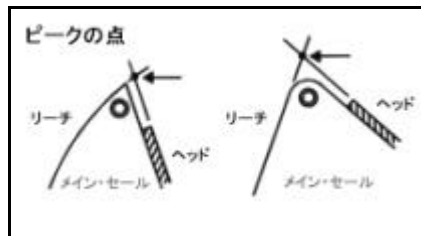
G.3.5 スロート

ヘッドとラフが交わる部分。

G.4 セールのコーナーの計測点

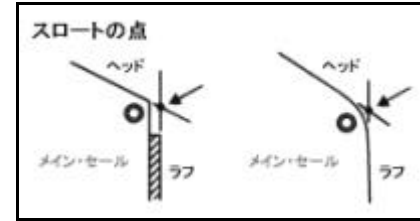
G.4.4 ピークの点

それぞれを必要な場合には延長した、ヘッドとリーチとの交点。



G.4.5 スロートの点

それぞれを必要な場合には延長した、ヘッドとラフとの交点。



G.5 セールのその他の計測点

G.5.2 2分の1リーチの点

ピークの点とクリューの点から等距離にあるリーチ上の点。

G.5.3 4分の3リーチの点

ピークの点と2分の1リーチの点から等距離にあるリーチ上の点。

G.5.4 上部リーチの点

ピークの点から規定された距離にあるリーチ上の点。

G.7 セールの基本寸法

G.7.2 リーチの長さ

ピークの点とクリューの点との間の距離。

G.7.3 ラフの長さ

スロートの点とタックの点との間の距離。

G.7.9 対角線

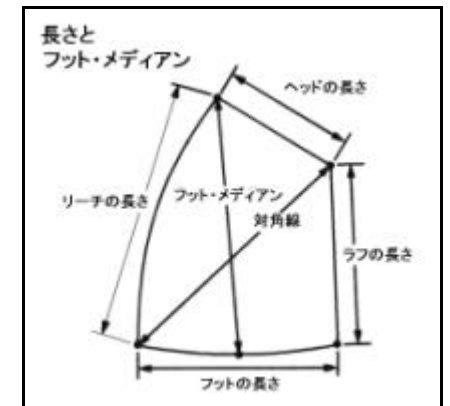
スロートの点とクリューの点との間の距離。

G.7.10 フット・メディアン

ピークの点とフットの中点との間の距離。

G.7.12 ヘッドの長さ

ピークの点とスロートの点との間の距離。



部 計測規則

H 節 計測

H.1 計測員

H.1.1 計測員は、MNA により認められている場合を除き、自身で所有、設計もしくは建造した艇 または自身が当事者である、もしくは既得権がある艇のどの部分も計測してはならない。

H.1.2 公式計測員は、艇のどの部分についてもクラス規則の適用または合致について疑いがある場合には、計測書式に署名または証明マークをつける前に、証明機関に意見を求めなければならない。証明機関は、疑いがある場合には、クラス規則の解釈に関して責任のある機関に意見を求めなければならない。

H.1.3 公式計測員は、計測が行われる国の MNA の同意をあらかじめ得た場合のみ、他国での基本計測を実施できる。

H.1.4 大会計測員は、クラス規則の適用または合致について疑いがある場合には、その疑問を大会が行われている国の証明機関に照会するのがよい。証明機関は、疑いがある場合に

は、クラス規則の解釈に関して責任のある機関に意見を求めなければならない。

H.2 計測の軸

H.2.1 “前”、“後”、“上”、“下”、“高さ”、“深さ”、“長さ”、“ビーム”、“フリーボード”、“船内”、“船外”といった語は、計測状態での艇を対象に取るものとし、計測においては厳密な意味を持っている。これらまたは同様な語により表されるすべての計測は、3つの主軸の1つと平行に取らなければならない。

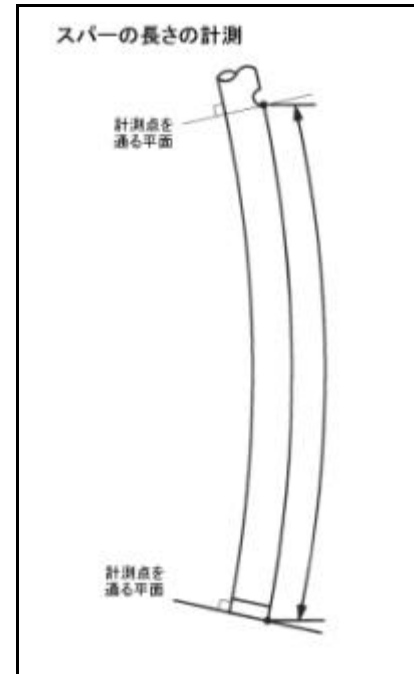
H.2.2 構成部分の幅、厚さ、長さ等は、艇体の軸とは無関係に、構成部分に対し適切に計測しなければならない。

H.2.3 別のことを明記している場合を除き、計測値は、計測点間の最短距離としなければならない。

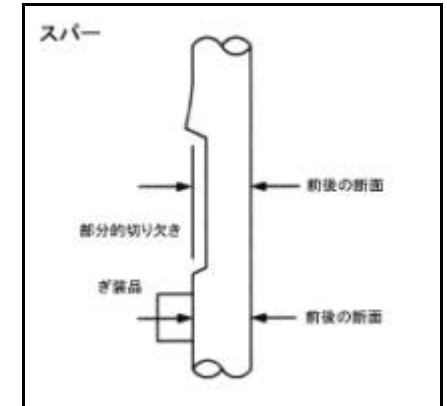
H.2.4 縦方向の計測は、水平な艇体の軸に平行で行わなければならない。

H.3 リグの計測

H.3.1 長さ方向での計測は、計測と関係のある側面で、かつ、スパーに対し90度で計測点を通る平面の間で、スパーに沿って行わなければならない。



H.3.2 部分的に曲がっていたり、部分的に切り欠きのあるぎ装品は、スパーを計測するときには、無視しなければならない。



H.3.3 明確に規定されている場合を除き、計測時にスパーに外力をかけてはならない。

H.3.4 調整できるぎ装品は、計測を行うときに最大値となる位置にセットしなければならない。

H.3.5 マスト・スパーのたわみまたはブーム・スパーのたわみをチェックする場合、リギンの自由端をスパーで支えてはならない。

H.3.6 マスト先端の重さをチェックする場合、ハリヤードは完全にあげ、リギンは下端を自由にぶら下げるか、または地面に置いて、下部リミット・マークの位置でスパーに結び付けなければならない。

H.4 セールの計測

H.4.1 セールの状態

セールは、次のようになっていなければならない。

乾燥している。

スパーまたはリギンに取り付けられていない。

すべてのバテンが取り外されている。

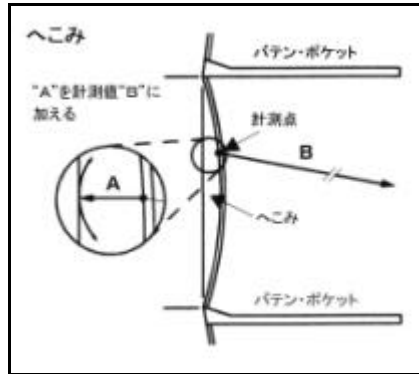
どんな形のポケットでも平らにする。

行おうとする計測線を横切っているしわを取り除くためにちょうどよい張力をかける。

一度に1計測だけを行う。

H.4.2 セールの縁にあるへこみ

セール縁の次の箇所へへこみがあり、かつ、計測点がある場合、セールの縁の部分で平らにし、へこみを直線で結び、計測点からその直線までの最短距離を計測しなければならない。



隣接する2つのバテン・ポケットの間

ヘッドの後方点と隣接するバテン・ポケットとの間

クリューの点と隣接するバテン・ポケットとの間

タックの点と隣接するバテン・ポケットとの間

この距離を得られた計測値に加えなければならない。

H.4.3 取付具

ボルト・ロープ以外のセールの縁への取付具は、計測時、無視されなければならない。

H.5 材質のチェック

クラス規則で明確に規定されている場合を除き、計測員は、材質をチェックする必要はない。

索引

| 定義された用語 | 規則 | Defined Term(s) |
|--------------------|--------|--|
| 2分の1幅 | G.7.5 | Half Width |
| 2分の1リーチの点(三角形のセール) | G.5.2 | Half Leech Point (trilateral sails) |
| 2分の1リーチの点(その他のセール) | G.5.2* | Half Leech Point (other sails) |
| 4分の1幅 | G.7.4 | Quarter Width |
| 4分の1リーチの点 | G.5.1 | Quarter Leech Point |
| 4分の3幅 | G.7.6 | Three-Quarter Width |
| 4分の3リーチの点(三角形のセール) | G.5.3 | Three-Quarter Leech Point (trilateral sails) |
| 4分の3リーチの点(その他のセール) | G.5.3* | Three-Quarter Leech Point (other sails) |
| 一次補強 | G.6.1 | Primary Reinforcement |
| インターナショナル・メジャラー | C.4.5 | International Measurer |
| ウイスキー・ポール | F.13.1 | Whisker Pole |
| ウイスキー・ポール・スパーの断面 | F.14.2 | Whisker Pole Spar Cross Section |
| ウイスキー・ポールの重さ | F.14.3 | Whisker Pole Weight |
| ウイスキー・ポールの長さ | F.14.1 | Whisker Pole Length |
| ウィンドウ | G.1.13 | Window |
| オープン・クラス規則 | C.3.3 | Open Class Rules |
| 織られたプライ | G.1.5 | Woven Ply |
| 下部の点 | F.5.4 | Lower Point |
| 下部の点の高さ | F.7.2 | Lower Point Height |
| 下部リミット・マーク | F.6.1 | Lower Limit Mark |
| キール | E.1.2 | Keel |
| 基本計測 | C.4.1 | Fundamental Measurement |
| クラス規則 | C.3.1 | Class Rules |
| クリュー | G.3.1 | Clew |
| クリューの点 | G.4.1 | Clew Point |
| クローズド・クラス規則 | C.3.2 | Closed Class Rules |
| 公式計測員 | C.4.3 | Official Measurer |
| 個人用装備 | C.1.3 | Personal Equipment |
| 個人用浮力体 | C.1.4 | Personal Buoyancy |
| シア | D.1.3 | Sheer |
| シアライン | D.1.2 | Sheerline |
| シーム | G.1.9 | Seam |

| 定義された用語 | 規則 | Defined Term(s) |
|--------------------|----------|--------------------------------------|
| シームの幅 | G.8.5 | Seam Width |
| 主軸 | C.2.3 | Major Axes |
| シュラウドの高さ | F.7.6 | Shroud Height |
| 乗員 | C.1.1 | Crew |
| 上部の点 | F.5.5 | Upper Point |
| 上部の点の高さ | F.7.3 | Upper Point Height |
| 上部の幅 | G.7.7 | Upper Width |
| 上部リーチの点(三角形のセール) | G.5.4 | Upper Leech Point (trilateral sails) |
| 上部リーチの点(その他のセール) | G.5.4* | Upper Leech Point (other sails) |
| 上部リミット・マーク | F.6.2 | Upper Limit Mark |
| 証明 - 「証明する」参照 | | Certification - see "Certify" |
| 証明機関 | C.5.1 | Certification Authority |
| 証明書 | C.5.3 | Certificate |
| 証明する | C.5.2 | Certify |
| 証明マーク | C.5.4 | Certification Mark |
| スキッパー | C.1.2 | Skipper |
| スケグ | E.1.6 | Skeg |
| スティフニング | G.1.14 | Stiffening |
| スパー | F.1.2 | Spar |
| スパーの重さ | F.7.14 | Spar Weight |
| スピネーカー・ポール | F.13.1 | Spinnaker Pole |
| スピネーカー・ポール・スパーの断面 | F.14.2 | Spinnaker Pole Spar Cross Section |
| スピネーカー・ポールぎ装品の高さ | F.8.2(a) | Spinnaker Pole Fitting Height |
| スピネーカー・ポールぎ装品の突き出し | F.8.2(b) | Spinnaker Pole Fitting Projection |
| スピネーカー・ポールの重さ | F.14.3 | Spinnaker Pole Weight |
| スピネーカー・ポールの長さ | F.14.1 | Spinnaker Pole Length |
| スピネーカー引き上げ高さ | F.7.10 | Spinnaker Hoist Height |
| スプレッター | F.1.3 | Spreader |
| スプレッターの高さ | F.8.1(b) | Spreader Height |
| スプレッターの長さ | F.8.1(a) | Spreader Length |
| スロート | G.3.5* | Throat |
| スロートの点 | G.4.5* | Throat Point |
| セール | G.1.1 | Sail |
| セール・オープニング | G.1.12 | Sail Opening |

| 定義された用語 | 規則 | Defined Term(s) |
|----------------------|--------|-----------------------------|
| セールの縁 | G.2 | Sail Edges |
| セールボード | C.2.2 | Sailboard |
| セール本体 | G.1.2 | Body of the Sail |
| センターボード | E.1.7 | Centreboard |
| 先端の重さ | F.7.16 | Tip Weight |
| 外側の点 | F.10.1 | Outer Point |
| 外側の点の距離 | F.12.1 | Outer Point Distance |
| 外側リミット・マーク (バウスプリット) | F.17.2 | Outer Limit Mark (bowsprit) |
| 外側リミット・マーク (ブーム) | F.11.1 | Outer Limit Mark (boom) |
| ソフト・セール | G.1.4 | Soft Sail |
| 大会計測 | C.4.2 | Event Measurement |
| 大会計測員 | C.4.4 | Event Measurer |
| 大会限定マーク | C.2.8 | Event Limitation Mark |
| 対角線 (三角形のセール) | G.7.9 | Diagonal (trilateral sails) |
| 対角線 (その他のセール) | G.7.9* | Diagonal (other sails) |
| ダガーボード | E.1.8 | Daggerboard |
| タック | G.3.3 | Tack |
| タックの点 | G.4.3 | Tack Point |
| タブリング | G.1.10 | Tabling |
| タブリングの幅 | G.8.6 | Tabling Width |
| ダブル・ラフのセール | G.1.8 | Double Luff Sail |
| 単一プライのセール | G.1.7 | Single-Ply Sail |
| チェイフィング・パッチ | G.6.4 | Chafing Patch |
| チェック・ステイの高さ | F.7.8 | Check Stay Height |
| 艇 | C.2.1 | Boat |
| 艇体 | D.1.1 | Hull |
| 艇体の重さ | D.4.1 | Hull Weight |
| 艇体の基点 | D.2.1 | Hull Datum Point |
| 艇体の長さ | D.3.1 | Hull Length |
| 艇体付加物 | E.1.1 | Hull Appendage |
| 艇の長さ | C.2.4 | Boat Length |
| 取付具 | G.1.15 | Attachments |
| トップの点 | F.5.3 | Top Point |
| トップの幅 | G.7.8 | Top Width |

| 定義された用語 | 規則 | Defined Term(s) |
|---------------------|---------|--------------------------------|
| トラピーズの高さ | F.7.9 | Trapeze Height |
| トリム・タブ | E.1.11 | Trim Tab |
| 二次補強 | G.6.2 | Secondary Reinforcement |
| バウスプリット | F.15.1 | Bowsprit |
| バウスプリット・スパーの断面 | F.18.2 | Bowsprit Spar Cross Section |
| バウスプリット・リミット・マーク | F.17 | Bowsprit Limit Marks |
| バウスプリットの重さ | F.18.3 | Bowsprit Weight |
| バウスプリットの点 | F.16.1 | Bowsprit Point |
| バウスプリットの点の距離 | F.18.1 | Bowsprit Point Distance |
| バック・ステイの高さ | F.7.7 | Back Stay Height |
| バテン・ポケット | G.1.11 | Batten Pocket |
| バテン・ポケット・パッチ | G.6.3 | Batten Pocket Patch |
| バテン・ポケットの長さ | G.8.1 | Batten Pocket Length |
| バテン・ポケットの幅 | G.8.2 | Batten Pocket Width |
| バラスト | C.2.5 | Ballast |
| バルブ | E.1.5 | Bulb |
| ピーク | G.3.4* | Peak |
| ピークの点 | G.4.4* | Peak Point |
| ヒールの点 | F.5.3 | Heel Point |
| ビルジ・キール | E.1.3 | Bilge Keel |
| ビルジ・ボード | E.1.9 | Bilgeboard |
| フィン | E.1.4 | Fin |
| ブーム | F.9.1 | Boom |
| ブーム・スパーのたわみ | F.12.3 | Boom Spar Deflection |
| ブーム・スパーの断面 | F.12.4 | Boom Spar Cross Section |
| ブーム・スパーの曲がり | F.12.2 | Boom Spar Curvature |
| ブームの重さ | F.12.5 | Boom Weight |
| フォアステイの高さ | F.7.5 | Forestay Height |
| フォアトライアングル・ベース | F.3.1 | Foretriangle Base |
| フォアトライアングルの高さ | F.3.2 | Foretriangle Height |
| フット | G.2.1 | Foot |
| フット・イレギュラリティ | G.8.3 | Foot Irregularity |
| フット・メディアン (三角形のセール) | G.7.10 | Foot Median (trilateral sails) |
| フット・メディアン (その他のセール) | G.7.10* | Foot Median (other sails) |

| 定義された用語 | 規則 | Defined Term(s) |
|--------------------|---------|---------------------------------|
| フットの中点 | G.5.6 | Mid Foot Point |
| フットの長さ | G.7.1 | Foot Length |
| ブライ | G.1.3 | Ply |
| フラッタ - ・パッチ | G.6.5 | Flutter Patch |
| ヘッド (三角形のセール) | G.3.2 | Head (trilateral sails) |
| ヘッド (その他のセール) | G.2.4* | Head (other sails) |
| ヘッドの後方点 | G.5.5 | Aft Head Point |
| ヘッドの点 | G.4.2 | Head Point |
| ヘッドの長さ | G.7.12* | Head Length |
| 補強のサイズ | G.8.4 | Reinforcement Size |
| 補正おもり | C.2.6 | Corrector Weight |
| マスト | F.4.1 | Mast |
| マスト・スパーのたわみ | F.7.12 | Mast Spar Deflection |
| マスト・スパーの断面 | F.7.13 | Mast Spar Cross Section |
| マスト・スパーの曲がり | F.7.11 | Mast Spar Curvature |
| マストの重さ | F.7.15 | Mast Weight |
| マストの基点 | F.5.1 | Mast Datum Point |
| マストの長さ | F.7.1 | Mast Length |
| ラダー | E.1.10 | Rudder |
| ラフ | G.2.3 | Luff |
| ラフの垂線 | G.7.11 | Luff Perpendicular |
| ラフの長さ (三角形のセール) | G.7.3 | Luff Length (trilateral sails) |
| ラフの長さ (その他のセール) | G.7.3* | Luff Length (other sails) |
| ラミネート・ブライ | G.1.6 | Laminated Ply |
| リーチ | G.2.2 | Leech |
| リーチの長さ (三角形のセール) | G.7.2 | Leech Length (trilateral sails) |
| リーチの長さ (その他のセール) | G.7.2* | Leech Length (other sails) |
| リギン | F.1.4 | Rigging |
| リギンの点 | F.7.4 | Rigging Point |
| リグ | F.1.1 | Rig |
| リミット・マーク | C.2.7 | Limit Mark |
| リミット・マークの幅 | F.2.1 | Limit Mark Width |